



11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や、ご自身が妊娠・出産、子育てに悩んだときには、児童相談所や町の相談窓口に連絡してください。

一令和7年度標語ー
「知らせよう
あなたが
あの子の声になる」

●“しつけ”と“虐待”はちがいます

“しつけ”の場合

- ・子どもは自分の意見や考えをいうことができます。
- ・親は他人からの助言や社会的な規範を受けられます。

“虐待”の場合

- ・子どもは自分の意見や考えを言うことができません。
- ・親は他人からの助言を聞こうとしません。

こどもや保護者にこんなサインが見られませんか？

こどものサイン

- ・こどもの泣き叫び声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいま汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者のサイン

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・こどもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・こどものけがについて不自然な説明をする

虐待は大きく4つに分けられます

身体的虐待	ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)
殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、戸外に閉め出すなど、体に傷あとが残ったり、生命が危うくなるような行為など	食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気をしても病院を受診させない、家に閉じ込める、同居人による虐待を放置するなど
心理的虐待	性的虐待
言葉によるおどしや脅迫、無視する、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前で配偶者などにDV(暴力、暴言など)行為を行うなど心に不安や恐怖を与えること	性的ないたずらや性行為の強要、ポルノグラフィーの被写体にする、性交を見せるなど

●虐待かなと思ったら・・・

迷わず役場などの関係機関に連絡(通告)してください。連絡(通告)した人の秘密は法律で守られています。あなたの通告で救われる命があります。

●オレンジリボンとは

こども虐待防止のシンボルマークであり、多くの方にこども虐待の問題に関心を持っていただき、虐待のない社会を築くことを目指しています。

11月中は公用車にオレンジリボンマークを付けて走ります。



●連絡・通告先

【宮城県中央児童相談所】 ☎784-3583
【児童相談所全国共通ダイヤル】 ☎189(24時間)
【利府町子ども家庭センター】 ☎356-6711※

※夜間可。夜間は守衛室に電話につながります。児童虐待の連絡である旨と連絡先を守衛に伝えてください。折り返し、子ども家庭センターから連絡します。

●子育てに関する不安や悩みがあったら・・・

子育ては思うようにいかないものです。不安や悩みを一人で抱えこまず、お気軽にご相談ください。

児童虐待防止推進講演会を開催します どなたでもお申込みいただけます。

お申し込みはこちら▶



- と き 11月14日(金)午後1時30分～
- と ころ 利府町保健福祉センター 大ホール
- 講 題 「ヤングケアラーの理解と対応
～こどもたちを地域で見守るために～」
- 講 師 特定非営利活動法人 アスイク

- 参 加 費 無料
- 申込方法 子ども家庭センターに電話または
二次元コードからお申し込みください。
- 申込期限 11月12日(水)



問 子ども家庭係 ☎356-6711